日薬連発第 801 号
2026 年 11 月 9 日

加　盟　団　体　殿

日本製薬団体連合会
（押印省略）

セルフメディケーション税制対象品目
（令和 8 年 12 月 1 日時点）について（連絡）

標記について、厚生労働省 医政局 医薬産業振興企画課 セルフケア・セルフメディケーション推進室より、下記のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業への周知方よろしくお願いいたします。

【厚生労働省セルフケア・セルフメディケーション推進室からの連絡文】

12 月分のセルフメディケーション税制対象品目をとりまとめましたのでお送りします。本リストは、12 月 1 日に厚生労働省ホームページにて公表いたします。

※ 当月２０日までに申請のあった対象品目について、翌月１０日目処で業界団体様に周知いたします。
本リストは、翌々月 1 日目処で厚生労働省ホームページに掲載いたします。
※ 厚生労働省ホームページ：
セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

※ 新規に薬事承認された有効成分を含有する要指導医薬品及び一般用医薬品に関するセルフメディケーション税制に係る厚生労働省への届出等について（令和 7 年 6 月 25 日）
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001512593.pdf

※ 令和 7 年 12 月 31 日を末日としてセルフメディケーション税制の対象から除外される成分について（令和 7 年 11 月 11 日）
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001596290.pdf

※ 一般用医薬品等に関する製品情報のセルフメディケーション・データベースセンターへの登録について（令和 8 年 1 月 23 日）
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001642167.pdf

以上